

学校における体罰を 禁止するために

よくある質問集



2009年 初版発行 子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ
2017年 改訂版発行 子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ

子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ
www.endcorporalpunishment.org
The Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children is administered by the Association for the Protection of All Children.
APPROACH Ltd., a registered charity No. 328132.
Registered Office : The Foundry, 17 Oval Way, London SE11 5RR, UK.

セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデン
www.raddabarnen.se
resourcecentre.savethechildren.net
Save the Children Sweden forms part of the Save the Children Association, a foundation consisting of 29 different Save the Children organizations, registered in Switzerland and one of the world's largest child rights organizations. The Save the Children Association is also the owner of the Save the Children International (SCI), which is the international programme implementing organization.
Head Quarter : RäddaBarnen, SE-107 88 Stockholm, Landsvägen39, Sundbyberg, Sweden

本誌のほかに、以下のシリーズがあります：

子どもに対するあらゆる体罰を禁止するために
よくある質問集

たたくのはやめて！子どもに対するあらゆる体罰を禁止するために
よくある質問集 <子どもと若者のみなさんへ>

【日本語版 制作】
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4階
電話：03-6859-0070 FAX：03-6859-0069
japan.kosodate@savethechildren.org
http://www.savechildren.or.jp

監訳 森郁子
翻訳 瀬角南 照屋朋子 中村友紀 福田直美 宮脇麻奈 渡邊紗世
編集 太田しのぶ 高橋哲子

【日本語版 発行】
2020年 初版

学校をはじめとした教育現場の体罰を終わらせようとするとき、よく出てくる質問があります。本冊子では、それらの質問に対する答えと、核となる問題を明らかにしていきます。本冊子は行政・教育関係者、体罰禁止の実現に尽力するすべての人たちへ向けて書かれたものです。体罰禁止の法整備を推進し、あらゆる場所におけるすべての暴力から守られる子どもたちの権利の実現に向けた一助となることを目指しています。



目次

第1章：基本原則

- 8 子どもは体罰から法律で守られる権利を持っています。
- 11 子どもはあらゆる場面において、暴力から守られる権利を持っています。
- 12 子どもに教えるべきことと、それを教える方法を混同させてはいけません。

第2章：学校における体罰を禁止するために：よくある質問集

- 16 多くの先生が体罰禁止に反対しています。学校現場を担う先生の意見に耳を傾ける必要があるのではないのでしょうか？
- 18 なぜ先生たちは体罰禁止に反対するのでしょうか？
- 22 子どもに尊敬の念や規律を教えたいのなら、体罰を使うべきではありませんか？

- 26 子どものけがや死を招く行為が許されないのは当たり前ですが、適切に統制・管理された体罰なら、学校の指導法として受け入れられるのではないのでしょうか？
- 30 体罰は不可欠と主張する宗教系の学校もあります。それらの学校で体罰を禁止することは差別にあたらないのでしょうか？
- 32 多くの学校教職員は、必要なものが揃わないなか、過密状態の学級経営を担うなどのストレスにさらされています。体罰を禁止したら、先生のストレスをさらに増幅させることになりませんか？
- 34 学校の体罰を禁止する規則や政策はすでにあります。なぜ法改正が必要なのでしょう？

36 第3章：参考となるウェブサイト

第1章:

基本原則



子どもは体罰から法律で 守られる権利を持っています。

世界中のほとんどの国が国連子どもの権利条約を批准しています。つまり、それらの国は、条約にうたわれている子どもの権利を保障する義務を負っていることとなります。子どもの権利条約第 28 条 2 項では、学校における懲戒とは「子どもの人間としての尊厳と一致し、かつ条約に従って行われる方法」を指すと規定されています。条約の履行状況を監督する国連子どもの権利委員会は、この条文に基づき、学校における体罰の禁止を求める立場を一貫してとっています。他の人権条約の諸機関も、いずれの国際的または地域的な人権法も学校における体罰の禁止を求めていると、その立場を明らかにしています。

このように、学校における体罰の禁止は人権を守るための義務として捉えることが最も理解しやすいでしょう。調査や研究は、体罰行使の実態を明らかにしたり、禁止法の実効性を確認したり、また効果的、かつ体罰によらない非暴力で、生徒の参加を促す学校教育方法を開発する上で一役を担うことができます。しかし、学校における体罰禁止の必要性を証明するために、そうした調査や研究は必要ではありません。体罰の問題は、人権の問題なのです。

そして、調査や研究の結果でも、体罰は学習に悪影響を与えるという確かな証拠を示しています。ある研究では、学校で体罰を受けた経験は、成績や子どもの心理社会的ウェルビーイングに悪影響を与えることがわかりました。¹ 体罰を含む学校における暴力は、子どもが学校を嫌いになったり、通わなくなったりする主たる原因になっているのです。²

2015 年 9 月、世界の首脳たちによって採択された持続可能な開発目標 (SDGs) では、加盟国は「すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする (目標 4.a)」と、「子どもに対するあらゆる形態の暴力をなくす (目標 16.2)」に向けて努力することを決めました。学校を含め、あらゆる場面における子どもたちへの体罰を終わらせることは、健康や教育の目標を達成する上でも重要であることが確認されています。

1. ユニセフ・イノチェンティ研究所 (2015年) 「学校における体罰：エチオピア、インド、ペルー、ベトナムにおける長期的なエビデンス」

2. 子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ (2016) 「子どもの体罰：その影響と関連に関する研究論評」
<http://endcorporalpunishment.org/research / impact-corporal-punishment.html> (英語)

子どもは、
人としての尊厳と
身体的不可侵性を
尊重される権利を
持っています。

**子どもはあらゆる場面において、
暴力から守られる権利を
持っています。**

国は、子どもに対する体罰を禁止する義務を負っています。これは人として子どもの尊厳と身体的不可侵性を尊重する子どもの権利に基づくものです。本冊子では学校での体罰の禁止を核たるテーマとし、それに関連して頻出する疑問について取り扱っています。しかし、本冊子を手にする政府や教育の関係者は、家庭や保育施設、社会的養護、矯正施設、軍隊など、どのような生活状況にかかれていたとしても子どもたちに尊厳があり、また身体的不可侵の権利を持っていることを理解する必要があります。

子どもに教えるべきことと、 それを教える方法を混同させては いけません。

学校において指導が必要となる状況と、指導の方法は、明確に分けて考えることが重要です。体罰の禁止に反対する人々は、子どもへの指導の必要性を指摘することで体罰が必要であることを主張する傾向があります。しかし、子どもの行動への対応として、暴力的な指導を要するということは一切ありません。

学校において指導を必要とする状況は、子どもの個別の状況、学校の環境、各国の教員養成制度や教育課程の妥当性など、多様な要因の組み合わせによって起きています。学校指導が機能不全を起こしているとしたら、それは生じている問題の諸要因を適切に特定して対応ができていないことを物語っていると言えます。学校で起きている問題は、体罰によらない指導方法を導入したこと由来するものではないのです。

子どもへの指導や教育に取り組むには、創造的で、共感的で、支持的で、尊重の精神に基づいた、専門職としての方法が必要とされているのであり、子どもをたたいたり、屈辱を与えたりする必要はありません。子どもの人権を尊重しながら、適切な学級経営を確立し、その維持に努めるために参考となる文献が多くあります（第3章「参考となるウェブサイト」参照）。



第2章:

学校における体罰を 禁止するために： よくある質問集



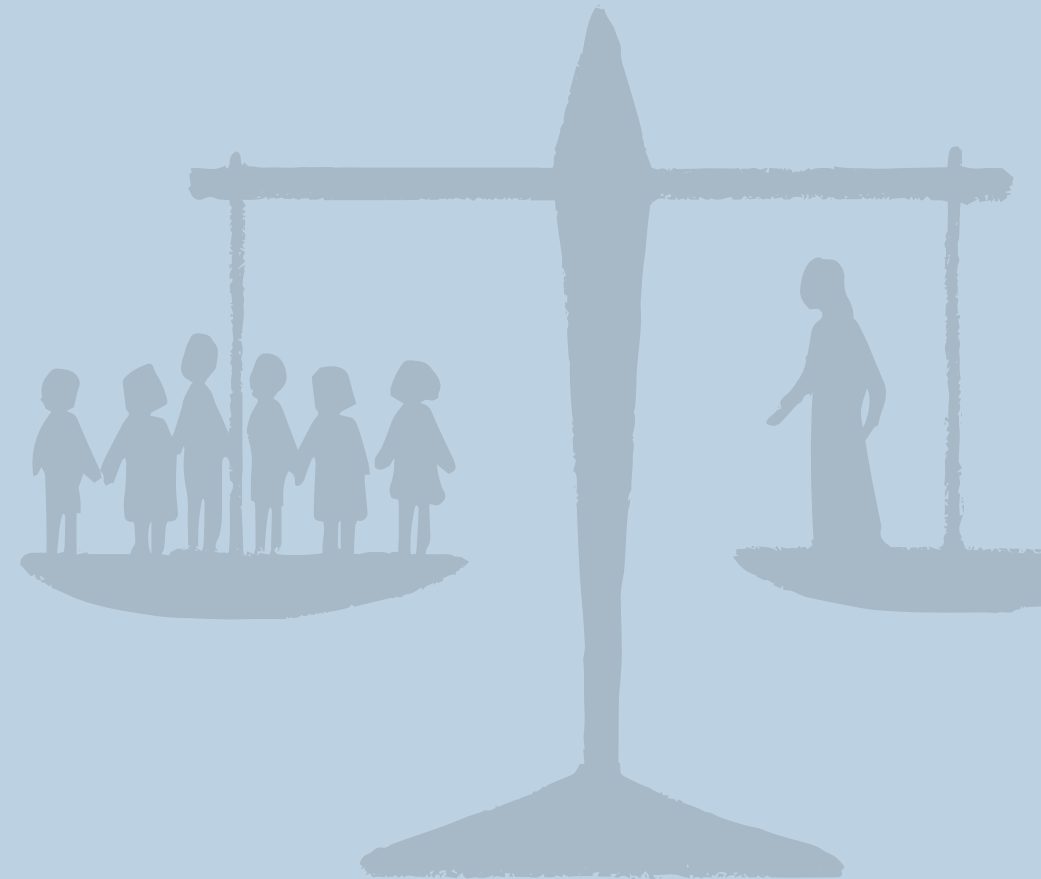
多くの先生が体罰禁止に反対 しています。学校現場を担う 先生の意見に耳を傾ける必要が あるのではないのでしょうか？

政府は学校現場が直面する課題に理解を示すべき立場にあります。しかしこの問題では、過去のほかの例（女性に対する暴力、人種差別、公衆衛生の問題）がそうであったように、政府は世論に従うのではなく、これらの問題の解決へ向けて主導する責任があります。政府が負う人権に対する義務を考えると、最重要の役割は子どもを法律で守ることです。人権の保障における主眼点は、法律が大人と同じように子どもの尊厳を十分に守るよう保障すること、そして、その実施を確実にするために学校現場を担う先生を支援したり、先生と協力したりすることにあります。

研究結果は、非暴力で肯定的な指導を行う学級では、生徒がより良い成績を残すことを明確に示しています。一方、体罰は、IQの低下、語彙力の低減、認知能力の低下、認知発達の遅れ、学業の悪化などと関連していることが明らかになっています。³

3. ユニセフ・イノチェンティ研究所（2015）「学校における体罰：エチオピア、インド、バレー、バトナムにおける長期的なエビデンス」

また、体罰は不登校や退学の原因としてたびたび取りざたされています。⁴ 政府は自らの責任として、教育制度全体にわたって、非暴力で肯定的な指導法に関する研修の実施、支援、十分な資源の分配、そして優れた学校運営を通じて、最も効果的な教育方法の導入へ向けたリーダーシップをとるべきです。そして、学校における体罰は、もはや法律に反するということを高らかに発信すべきです。



4. Pinheiro, P. S. (2006) 「国連子どもに対する暴力 調査報告書」

なぜ先生たちは体罰禁止に反対するのでしょうか？

前述の理由に加え、先生たちが体罰禁止に反対する理由はほかにもあると言われています。

習慣、伝統、馴れ合い

体罰は、学校で日常的に行われてきました。また、教育現場で広く容認され、保護者からも支持され、ときには奨励さえされている現状があります。おそらく教職についている人たちの中にも、学生の頃に体罰を受けた人がいるでしょう。そして多くの先生は、親でもあり、自身の子育てで体罰を使用してきたかもしれません。

しかし時代は変わり、社会は進歩しています。子どもを本当の意味で権利を持つ人として認識するためには、社会が女性に対する暴力の容認を許さなくなったように、子どもに対する暴力を法的にも社会的にも容認する時代を終わらせなければなりません。誰かを糾弾することからは何も生まれません。かつて、先生たちは社会の期待に応じて行動をしてきましたが、今、非暴力に基づいた子どもと肯定的な関係を築く時代が来ていると言えます。

合法性

法律が学校における体罰を許している限り、体罰は学校を運営する上で正当な方法と見なされます。体罰を容認する法律が存在すると、体罰によらない教育を促す政策、助言、指導の推進力が弱まり、その影響も限定的なものになるでしょう。また教育に関連する法律がこの問題に触れていない場合にはなおさら、子育てや教育における一定程度の体罰なら許容するという一般論が、教育者が教育という建前のもとで生徒に力を行使し、痛みや屈辱を与えることへの正当性をもたらしています。

体罰を法律で明示的に禁止することは、学校における子どもへの暴力はもはや容認できないという明確なメッセージを打ち出します。そしてそれが、子どもを尊重した、体罰によらない、かつ効果のある教育のあり方を模索する扉を開けることとなります。

信仰

宗教系の学校において、教典の独自の解釈によって、体罰が支持され、奨励されることがあります。その背景には、非暴力による教育を進めるための新しい考え方や、信仰に根付いた体罰を終わらせるための取り組みに関する認識の不足があることが考えられます。このことについては、本冊子 30 ページの「体罰は不可欠と主張する宗教系の学校もあります。それらの学校で体罰を禁止することは差別にあたらないでしょうか？」を参照してください。

知識の不足

体罰が必要で、かつ学校の規律を管理する上で効果的であるという考えは、知識の不足によるところが大きいと考えられています。たとえば、体罰によらない教育に関する知識、子どもの権利に関する知識、子どもの健やかな発達がどのようなものか、子どもがどのように物事を学ぶのかといった知識、体罰を指導法として使用することの非効率性や体罰が及ぼしかねない子どもや子どもの学が能力への悪影響に関する知識、そして罰と教育の違いに関する知識の不足から生じていることが指摘されています。また、体罰が子どもに及ぼす学習や行動への悪影響について、先生が正しい認識をまだ持っていないのかもしれませんが、これらの知識はすべて、教員に対する新人研修や現職教員研修において取り上げられるべき内容と言えるでしょう。

先生のストレス

先生の置かれた状況を考えると、研修が不十分であったり、給料が低かったり、過小評価をされたりする場合があります。また、学級は過密状態が続き、設備や備品が不足しているなどの状況もみられます。これらの状況は先生を追い詰め、子どもの言動に対して、怒りに任せたり、激しく叱責したりするなどの不適切な対応を引き出しかねません。その結果、学級経営に支障をきたすこともあるのです。しかしながら、こういった状況があるからといって、先生のストレスを生徒に向けて発散させて良いということにはなりません。先生のストレスについてのより詳細な議論は、本冊子 32 ページの「多くの学校教職員は、必要なものが揃わないなか、過密状態の学級経営を任うなどのストレスにさらされています。体罰を禁止したら、先生のストレスをさらに増幅させることになりませんか？」を参照してください。

.....

体罰禁止に反対する人の主張を理解することは、禁止の必要性を話し合ったり、体罰を確実に終わらせるための適切な措置を講じたりするのに役立ちます。しかしどの理由も、たとえ「最終手段」であったとしても、体罰を認める言い訳として使われるべきではありません。あらゆる体罰を禁止するという、人権を保障する責務から誰も逃れることはできないのです。

また、家庭における体罰の法的禁止を達成した国のほとんどが、世論の後押しがないなかで体罰の禁止を実現させ、法改正後に世論が賛成に回ったという事実にも注目することも重要です。学校における体罰の禁止についても同じことが言えるでしょう。学校における体罰の禁止に反対し続ける少数派がいます（その論拠の多くは事実とは異なる情報や偏った見解に基づいていることを指摘しなければなりません）。しかしながら、多数派にとって、体罰という選択肢がなくなり、体罰によらない指導法を用いて学級経営に臨むことができるようになれば、宿題をしていない子どもをたたいていた日々を無謀で残酷なことと考えるようになるでしょう。



子どもに尊敬の念や 規律を教えたいのなら、 体罰を使うべきではありませんか？

この見解は、子どもをたたくことが子どもの「最善の利益」にあたるという論拠に立っていると考えられます。また、この議論は、教育（しつけ）と体罰、そして尊敬と恐怖心を混同させていると言えます。

(1) 子どもの「最善の利益」；国連子どもの権利委員会は、この点について一般的意見 8 号（2006 年）「体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利（とくに第 19 条、第 28 条 2 項および第 37 条）」という文書を通して簡潔に整理をしています。同文書には、「子どもの最善の利益の解釈は、条約全体（あらゆる形態の暴力から子どもを保護する義務および子どもの意見を正当に重視する要件を含む）と一致するものでなければならない。これを用いることによって、子どもの人間としての尊厳および身体的不可侵性に対する権利に抵触する慣行（体罰その他の形態の残虐なまたは品位を傷つける罰を含む）を正当化することはできない（パラグラフ 26）」⁵と書かれています。

(2) 「教育（しつけ）」対「罰」；良い学級経営は罰とは無縁です。本来、力に頼るものではなく、理解、相互尊重、効果的なコミュニケーションから良い学級経営は生まれます。体罰は、問題や争いは暴力で解決できると子どもに教えることとなる、悪しき行動の一例とさえ言えます。子どもの権利委員会による一般的意見 8 号は、体罰を否認していますが、教育（しつけ）は子どもの健やかな発達に根本的に重要なものと位置づけています。パラグラフ 13 には、次のように書かれています。

「子どもに対する罰の形態として暴力および辱めを正当化するいかなる主張も拒絶しつつ、委員会は、いかなる意味でも、しつけおよび規律の維持という積極的概念まで拒絶しようとしているわけではない。子どもの健康的な発達は、親その他の大人が、社会で責任ある生活を送ることに向けた子どもの成長を援助するために、子どもの発達しつつある能力に一致する形で必要な指導および指示を行なうことに依存している。」

もちろん、力の行使が必要な場面はあります。たとえば、先生が危険に対処するときなどです。この場合であっても、力の行使はあくまでも必要最小限でなければならないという原則に基づき、意図的な罰でなく危険への防御策として使われるものです。国連子どもの権利委員会も一般的意見 8 号パラグラフ 15 にて、次のように説明しています。

「委員会は、教員その他の者、たとえば施設にいる子どもや法律に抵触した子どもとともに働いている者が危険な行動に直面し、その統制のために合理的な抑制手段を用いることが正当化される、例外的状況が存在することを認識する。ここでも、子ども、その他の者を保護する必要性を動機とする有形力の行使と、罰するための有形力の行使との違いは明確である。必要最小限の有形力をもっとも短い必要な期間のみ行使するという原則が、常に適用されなければならない。詳細な指針および訓練も必要である。このような指針および訓練は、抑制手段を用いる必要性を最小限に抑えるためにも、また状況に比例した安全な手段のみが用いられることを確保し、かつ統制の形態としての苦痛が意図的に加えられることがないようにするためにも、必要とされる。」

5. http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fC%2fGC%2f8&Lang=en
(英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、ロシア語、中国語版)、<http://childrights.world.cocan.jp/crccommittee/generalcomment/genecom8.htm> (日本語)

(3)「尊敬」対「恐怖」；尊敬は、恐怖と混同されてはなりません。罰せられることへの恐怖心から引き起こされる「良い」行動は、敬意を表しているのではなく、子どもが罰を避けていることを意味しています。体罰による即時的な服従は、一見効果的に見えることがありますが、体罰は短期的にも長期的にも負の影響を及ぼすことが明らかになっています。認知発達や学業の遅れ、また退学にも関係すると言われ、⁶ 学習を妨げ、教え・学ぶというプロセスを実際に弱めてしまうものです。

子どもは、内在する価値に気づいたとき、人や物事を心から尊重することを学ぶものです。つまり教える立場にある人間が、子どもの人としての尊厳や高潔さに対して敬意を表すとき、子どもは自身や他者を尊重することを学びます。体罰によらず非暴力的に子どもに関わることができれば、子どもは尊厳を損なうことなく、争いを解決できる方法を学ぶことができるのです。体罰によらない教育は、他者への思いやりや自分の行動による他者への影響について考えをめぐらせることを可能とします。暴力を用いない学級経営を支援するための文献⁷ は多く存在しており、各国の状況に合わせて、翻訳される取り組みが進んでいます。

6. <http://endcorporalpunishment.org/research/impact-corporal-punishment.html> (英語)

7. www.endcorporalpunishment.org (英語)、および本冊子「第3章：参考となるウェブサイト」



子どものけがや死を招く行為が 許されないのは当たり前ですが、 適切に統制・管理された体罰なら、 学校の指導法として受け入れられる のではないのでしょうか？

確かに、平手打ちよりこぶしで殴る方が、身体的な痛みは増すでしょう。しかし、どちらの行為も同じ暴力の延長線上にあり、人としての尊厳や身体的不可侵性を尊重するという子どもの権利を侵害するものであることに変わりはありません。たとえば、私たちの社会は、高齢者に対する暴力をなくす取り組みを進めるとき、暴力の許容程度を定義することはなく、すべての暴力が一切容認されないというゼロトレランスの考えを明確に示しています。では、なぜ子どもに対する暴力をなくす取り組みを進めようとするときには、暴力の程度に関わる議論をすることが適切とされるのでしょうか。

また、大人は暴力の加減を適切に制御できるという前提自体も間違っているとと言えます。子どもの体格や体力は大人と異なります。大人が意図する痛みと実際に子どもが受ける痛みには差があり、大人はその差を正確に認識できないのです。

子どもをたたくときの力の強さを調べた大規模な研究では、5人の親のうち2人が意図していた力とは異なる程度の力でたたいていたことがわかりました。⁸ また、キングス・カレッジ・ロンドンの精神医学研究所とユニバーシティ・カレッジ・ロンドン（ロンドン大学）の共同研究によると、「目には目を」に代表されるような報復として力を行使する状況下では、脳の活動の変化が、行使される力を自然と強めたり、どれだけの力が使われているかの判断の不正確性を増加させたりすることが明らかになりました。⁹

議員や行政は、「子ども虐待」と「体罰」を長きにわたり、分類しようとしてきました。しかし、子ども虐待の実態のほとんどは体罰です。大人は、子どもを罰するために暴行に至り、支配しようとするのです。学校における体罰がエスカレートして起きた死亡事件、または後遺症を残すに至る傷害事件は、これまでに幾多も報告されています。

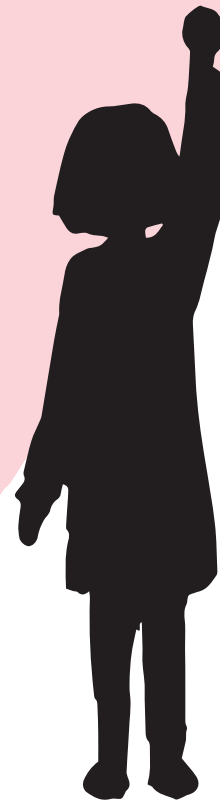
8. Kirwaun, S. & Bassett, C. (2008) National Society for the Prevention of Cruelty to Children (NSPCC)に向けたプレゼンテーション：Physical Punishment, British Market Research Bureau / NSPCC

9. Shergill, S. S. et al (2003) "Two eyes for an eye: The neuroscience of force escalation", Science, vol. 301, 11 July 2003, p. 187



学校における子どもの到達度との関係では、体罰が子どもの認知発達や学業成績に悪影響をもたらすことは明らかであり、また、退学の原因にもなっています(第1章「基本原則」を参照)。さらに、学びのプロセスへの影響についても理解が進んできました。今日の教育者は、子どもが最もよく学ぶことのできる環境について理解しています。先生の完全主導のもとで受動的に知識を得る環境ではなく、刺激的で魅力的な教育機会を通して、子どもの学びを導き、促す先生のもとで能動的に学べる環境が、子どもにとって最善なのです。優れた学級経営とは、生徒の不適切な行動に対して暴力を用いない対応をすることだけでなく、適切な養成を受けてスキルを備えた先生が、子どもと大人双方に協力的な環境のもと、適切で刺激的なカリキュラムの実践を行うことにかかっています。

現代では、子どもは親の所有物でなく、権利の主体として捉えられるようになりました。このような見解は、先生や親の代わりに養育にあたる人々にも等しくあてはまります。子どもは、1人の人間として人権を享受しており、それは校門をくぐると失われるものではありません。大人と同様に、子どもは、たたかれたり、傷つけられたりすることから守られる権利を持っています。問われるべきは、学校の規則に沿った罰であるか否かではなく、子どもをたたく行為が、子どもの身体的不可侵性を尊重する権利を侵害しているか否かです。そして、合法とされる体罰のすべてが、暴力から法的に平等に守られる子どもの権利の侵害であると言えます。



体罰は不可欠と主張する 宗教系の学校もあります。 それらの学校で体罰を禁止することは 差別にあたらないでしょうか？

教典が体罰を認めていると主張する宗教系の学校もあります。しかし、子どもを殴る行為は、思いやり、平等、正義、非暴力を掲げる世界の主だった宗教の考え方や価値観、信念と合致するとは言い難いものです。世界宗教の信者らは、その宗教の創始者の教えや生涯を規範としています。研究者や神学者は、主流な宗教のどの創始者も子どもをたたいていたことを裏付ける記録は存在しないと強調しています。

子どもへの体罰を許す宗教的見解は、概して、子どもを支配しようとする権威主義の文化に由来すると言われています。これは、盲目的服従が徳とされ、「反抗的」とみなされた子どもへの身体的な罰の行使を認めるという見解に関係すると考えられています。

世界の宗教指導者は、子どもの体罰を根絶するための国際的な運動の一翼を担っています。2006年に京都で開催された世界宗教者平和会議では、800人以上の宗教指導者が「子どもへの暴力に取り組む諸宗教の決意表明（京都宣言）」を支持しました。

「子どもへの暴力に取り組む諸宗教の決意表明（京都宣言）」¹⁰は、各国の政府に対し、体罰を含む子どもに対するあらゆる暴力を禁止する法律を制定するよう要求しています。¹¹

子どもの権利委員会は、一般的意見8号において、宗教上の自由は「他人の基本的権利と自由を守るために正当に制限される可能性がある¹²」と主張しています。

さらに委員会は、「宗教的文書の解釈によっては体罰の使用が正当化されるのみならず、体罰を用いる義務が定められている場合もあるとして、信仰にもとづいて体罰を正当化しようとする者もいる。宗教的信念の自由は、市民のおよび政治的権利に関する国際規約においてすべての者に認められている（第18条）ところであるが、宗教または信念の実践は、他の者の人としての尊厳および身体的不可侵性の尊重と一致するものでなければならない¹³」と述べています。

10. <http://churchesfornon-violence.org/wp/wp-content/uploads/2012/02/Violence-Against-Children-3.pdf>

11. www.churchesfornon-violence.org

12. 一般的意見8号、パラグラフ 29

13. 同上

多くの学校教職員は、必要な ものが揃わないなか、過密状態の 学級経営を担うなどのストレスに さらされています。体罰を 禁止したら、先生のストレスを さらに増幅させることにな りませんか？

この議論はあることを暗に示しています。それは、体罰が子どもの教育のために行われるというより、大人の感情のはけ口にされているかもしれないということです。確かに、多くの学校が設備や支援の拡充をいまずぐ必要としていますが、大人が本当に恐れていることは、子どもにストレスをぶつける行為を正当化できなくなることはないでしょうか。女性を暴力から守るために、まずは男性の置かれた状況を改善しようという理屈が通らないように、大人の抱える問題の解決を待たずとも、子どもは保護されなければなりません。

子どもを殴ることでストレスが和らぐことはありません。感情に任せてたいたとき、大人は自責の念を抱きます。たいたときに冷静であったとしても、たたかれたことに怒りと憤りを覚えた子どもに向き合わなければならないことに気がつくのです。体罰が禁止され、体罰によらない教育が実践されている学校生活とは、誰にとってもストレスが少ないものです。

多くの先生が非常に厳しい現場で働いていることは事実です。先生たちは研修が不十分で、給料が低く、過小評価されることがあります。また、学級当たりの人数も多く、設備や備品の不足や、学校運営の不安定が影響することもあります。適切な設備の拡充や支援体制が確立されないまま、ただ教育法を変えようとするれば、先生たちは当然のこととして、抵抗するでしょう。先生が体罰を止めるためには、政府は、法整備を行うのと同時に、適切な教員研修と支援体制を担保し、また学校設備の拡充や学校運営への投資を行う必要があります。

研究により明らかとなった体罰の悪影響や非暴力の教育の効果に関する研修と並行して、体罰によらない新たな学級経営方法の普及を進めることにより、学校における体罰をなくしていくことができれば、学校環境を、教える側にも学ぶ側にも意義のあるものに変えていくことができるでしょう。

学校の体罰を禁止する規則や 政策はすでにあります。 なぜ法改正が必要なのでしょう？

政策、省庁による通知や指針、行動規範などによって、体罰行使を制限している国がありますが、法による禁止でない限り、結局のところ問題の本質に斬り込めず、それらの政策の意味が問われることとなります。¹⁴ 政策上、体罰が良くないものであり、学びに悪影響を及ぼすものであると認めながら、法律上、体罰を禁止していないという状況は混乱を招きます。この混乱は、先生たちを法的にあいまいな立場に置くだけでなく、安全で非暴力の精神に基づく教育を受けるという子どもの権利の保障を確実なものにすることを難しくしていると言えます。

法律で明示的に体罰を禁止することによって初めて、体罰がもはや容認されないという一貫した姿勢を完全に示すことができるのです。

14. 体罰反対の政策はあるものの体罰禁止の法律がない国一覧については、以下を参照：子どもに対するあらゆる体罰を禁止するグローバル・イニシアチブ（2015）「学校での非暴力に向かって：すべての体罰を禁止するグローバルレポート2015」 p.5



第3章:

参考となるウェブサイト

アフリカの子どもの権利と福祉に関する専門家委員会（2011）子どもに対する暴力に関する声明
<http://endcorporalpunishment.org/assets/pdfs/reference-documents/ACERWC-statement-on-VAC-2011-EN.pdf>

学級経営オンライン
<http://classroommanagementonline.com/index.html>

国連子どもの権利委員会（2001）「教育の目的」に関する一般的意見 1 号
http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fGC%2f2001%2f1&Lang=en

国連子どもの権利委員会（2006）「体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利」に関する一般的意見 8 号（とくに 19 条、28 条 2 項、37 条）
http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fGC%2f8&Lang=en

国連子どもの権利委員会（2011）「あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利」に関する一般的意見 13 号
http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fGC%2f13&Lang=en

欧州評議会、地域キャンペーン「Raise your hand against smacking!」
www.coe.int/en/web/children/corporal-punishment

欧州評議会（2007）「子どもに対する体罰を廃止する：疑問と答え」ストラスブルール：欧州評議会出版
<https://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=090000168046d05e>

エデュケーション・ワールド
www.educationworld.com

教育のためのグローバル・キャンペーン
www.campaignforeducation.org

子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ
www.endcorporalpunishment.org

子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ（2009）子どもの体罰禁止：法改正などの対策に向けた道しるべ
www.endcorporalpunishment.org/resources/technical-publications-onlaw-reform/legal-reform-handbook-2009.html

子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ（2012）学校における体罰を撲滅するための資料
<http://endcorporalpunishment.org/resources/thematic-reports/resources-for-eliminating-corporal-punishment-in-schools.html>

子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ（2015）学校での非暴力に向かって：すべての体罰を禁止するグローバルレポート 2015
<http://endcorporalpunishment.org/resources/thematic-reports/schools-report-2015.html>

子どもに対する暴力を終わらせるためのグローバル・パートナーシップ
www.end-violence.org

ゴードン・トレーニング・インターナショナル
www.gordontraining.com

米州人権委員会（2009）体罰と青少年の人権に関するレポート
<http://endcorporalpunishment.org/assets/pdfs/reference-documents/IACHR-report-on-corporal-punishment-2009.pdf>

恐怖を伴わない学び
<https://plan-uk.org/act-for-girls/about-because-i-am-a-girl/learn-without-fear>

教育における暴力に立ち向かう親と先生たち
www.nospank.net/books.htm

子どもに対する暴力撲滅のための南アジア・イニシアチブ、地域的なキャンペーン「子どものための平等な保護」
www.saievac.org/cp

国連・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ
<http://www.un.org/sustainabledevelopment/>

ユニセフ（2001）子どもの保護：しつけと暴力
www.unicef.org/teachers/protection/violence.htm

ユニセフ・イノチェンティ研究所（2015）学校における体罰：エチオピア、インド、バレー、ベトナムからの長期的証拠
www.younglives.org.uk/sites/www.younglives.org.uk/files/Corporal%20Punishment%20in%20Schools.pdf

**子どもに対するあらゆる体罰を
終わらせる時代が来ました。
子どもは、尊重され、あらゆる形態の
暴力から平等に守られる権利を
もっているのです。**

子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ

子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブは、体罰の普遍的な禁止と根絶を推進し、法改正のための技術的な支援やアドバイスを無料で行っています。

<http://www.endcorporalpunishment.org> (英語)

info@endcorporalpunishment.org

www.twitter.com/GIendcorpun

www.facebook.com/GIendcorporalpunishment

セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデン

セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンは、あらゆる場面における体罰の禁止に関する提言活動を行っています。セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンによる貢献もあり、1979年に、スウェーデンは世界で初めて体罰を明確に法律で禁止する国になりました。法律による体罰の禁止とその根絶を実現するために、この問題が各国の政治課題として取り上げられるように取り組んでいます。

info@rb.se

www.raddabarnen.se (英語)

resourcecentre.savethechildren.net (英語)

